

## 令和2年度青森県病床数適正化推進事業費補助金（地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金）交付要綱

### （趣旨）

第1 県は、地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、青森県地域医療構想に基づき、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う療養病床又は一般病床を有する医療機関（以下「補助事業者」という。）に対して、令和2年度予算の範囲内において、青森県病床数適正化推進事業費補助金（地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金）（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （給付金の支給対象者）

第2 給付金の支給対象者は、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を1床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者とする。

### （給付金の支給要件）

第3 給付金の支給要件は、次の全てを満たすこと。なお、地域医療構想の実現を目的としたものでない病床削減（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院等）は交付の対象とはならない。

- （1）地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び県医療審議会の意見を踏まえ、県が必要と認めたものであること。
- （2）病床削減病院等における病床削減後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分の稼働病床数の合計の90%以下であること。  
なお、休棟中等で報告した病床（休棟中で報告した病棟の許可病床数、並びに対象3区分の病棟のうち、過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床数）がある場合、休棟中等で報告した病床を削減した上で、対象3区分の稼働病床数の10%以上を削減する必要があること。
- （3）同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
- （4）同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

### （給付金の算定方法及び給付金の額）

第4 給付金の算定方法及び給付金の額は、次のとおりとする。

給付金の算定方法	給付金の額	
平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減病床分	対象3区分の 病床稼働率	1床あたり単価
	50%未満	1, 140千円
	50%以上60%未満	1, 368千円
	60%以上70%未満	1, 596千円
	70%以上80%未満	1, 824千円
	80%以上90%未満	2, 052千円
	90%以上	2, 280千円
病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出		
一日平均実働病床数以下まで削減する場合の一日平均実働病床数以下の削減病床分	1床あたり単価2, 280千円	

備考

- 1 給付金の算定にあたっては、休床分、回復期機能への転換病床分及び介護医療院への転換病床分を除く。
- 2 県が、平成30年度病床機能報告の内容の訂正が必要と認めるものに限り、補助事業者は訂正された数値に基づき算出することができる。

(申請書等)

第5 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 許可病床数の変更を示す書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の申請書は、原則、電子データにより提出することとし、その提出期限は、令和3年2月15日とする。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による給付金の支給申請の取下げの期日は、給付金の支給決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(給付金の交付)

第7 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、給付金を交付する。

(給付金の請求)

第8 給付金の請求は、請求書（第2号様式）を知事に提出して行うものとする。

（給付金の返還）

第9 知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が、以下に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金額の全額を返還することを命ずる。

（1）給付金の支給を受けた日から令和8年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する病院等において、許可病床数を増加させた場合。（ただし、特定の疾患に罹患する者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）

（2）申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行し、令和2年4月1日から適用するものとする。